

番号	内容	関係条項
5	特定工作物の定義	法第4条第11項

特定工作物について、都市計画法第4条第11項では次の2種類が定められています。

(1) 第一種特定工作物

コンクリートプラントのほか、周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物として、都市計画法施行令第1条第1項各号において次の工作物が定められています。

- ① アスファルトプラント
- ② クラッシュープラント
- ③ 危険物の貯蔵又は処理に供する工作物

※ 系統用蓄電池の取扱いの詳細は、よくある質問「12 系統用蓄電池を設置する場合、開発許可は必要か」を参照してください。

(2) 第二種特定工作物

ゴルフコースのほか、都市計画法施行令第1条第2項各号において次の工作物が定められています。

① 1ヘクタール以上の規模の運動・レジャー施設

野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、観光植物園、サーキット、ゴルフ打放し練習場（打席が建築物でないもの）等が該当します。ただし、工作物ではあっても運動・レジャー施設とはいえない博物館法に基づく植物園や工作物ではないキャンプ場、ピクニック緑地、スキー場、マリーナ等のようなものは規制の対象外です。また、学校のグラウンドのように、第二種特定工作物としてではなく、別の基準で規制の対象とされるものがあります。

② 1ヘクタール以上の規模の墓園

墓地、埋葬等に関する法律によらないペット霊園も該当します。

※第二種特定工作物は、直接的に市街化を促進する要因となるものではないため、市街化調整区域内の開発行為であってもいわゆる立地基準（都市計画法第34条各号）は適用されません。

また、特定工作物は、その様態からして用途の変更は想定されず、建築物の場合と異なり、用途の変更に関する規制はありません。